

●香川県告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年4月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和元年5月15日	直島町立診療所	香川県直島町2310番地1
令和3年1月1日	楠原内科医院	丸亀市綾歌町岡田東2266番地3
令和3年4月1日	井上整形リハビリクリニック	善通寺市原田町1085番地1
令和3年4月1日	医療法人社団清仁会 宇多津病院	綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地1
令和3年4月1日	医療法人社団うえだ眼科	綾歌郡綾川町陶2602番地6